第３号様式（第５条関係）

意見書（江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 |  | | |
| 病　　名 |  | | |
| 注意事項等 |  | | |
| 上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱第２条第３号に掲げる要件に該当するものと判断できる。  （宛先）江戸川区長殿  年　　　月　　　日  医療機関の　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 所在地及び名称  医　師　名 | | | |

江戸川区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱第２条第３号（抜粋）

がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みが

ない状態に至ったと判断したものに限る。）

※　介護保険法施行令第２条第１号に定める特定疾病（がん）の診断基準に準じる。（裏面参照）

第３号様式（補足）

【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態にあるもの。

①組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの。

②組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像診査など）等で進行性の性質を示すもの。

参考にした診断基準

「特定疾病におけるがん末期の取扱いに係る研究班」による診断基準